

新潟県条例第31号

新潟県営住宅条例の一部を改正する条例

新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項（以下「削除項」という。）を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（入居者の資格）</p> <p>第6条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) <u>現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあつては、その者が親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）であること。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p><u>2 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者については、前項第2号及び第3号の条件を具備する者とみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">（入居者の資格の特例）</p> <p>第7条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止（法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止をいう。以下同じ。）により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い県営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、<u>前条第1項第2号及び第3号に掲げる条件を具備する者とみなす。</u></p> <p>2 前条第1項第2号イに掲げる県営住宅の入居者は、同項各号に掲げる条件（次条第1項の規定により指定された県営住宅の入居者にあつては、<u>同条第2項の知事が別に定める条件を含む。</u>）を具備するほか、災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（県営住宅の指定等）</p> <p>第8条 <u>知事は、区域内の住宅事情その他の状況を</u></p>	<p style="text-align: center;">（入居者の資格）</p> <p>第6条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。<u>第4号、第13条及び附則第4項において同じ。）があること。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、老人、身体障害者、災害により住宅に困窮している者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（次条第2項において「老人等」という。）については、前項第1号の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>3 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者については、第1項第1号から第3号までの条件を具備する者とみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">（入居者の資格の特例）</p> <p>第7条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止（法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止をいう。以下同じ。）により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い県営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、<u>前条第1項第1号から第3号までに掲げる条件を具備する者とみなす。</u></p> <p>2 前条第1項第2号イに掲げる県営住宅の入居者は、同項各号（<u>老人等にあつては、同項第2号から第4号まで</u>）に掲げる条件を具備するほか、災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（単身入居住宅の規格）</p> <p>第8条 <u>第6条第2項若しくは第3項又は前条の規</u></p>

勘案し、必要があると認めるときは、県営住宅の一部を、次に掲げる者を入居させるものとして指定することができる。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族がある者

(2) 老人、身体障害者、災害により住宅に困窮している者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者

2 前項の規定により指定された県営住宅に入居することができる者は、第6条第1項各号に掲げる条件のほか、知事が別に定める条件を具備する者でなければならない。

(入居の申込み及び決定)

第9条 第6条、第7条及び前条第2項に規定する入居者の資格を有する者で県営住宅に入居しようとする者は、規則の定めるところにより、入居の申込みをしなければならない。

2～4 (略)

(明渡請求等)

第44条 (略)

2 (略)

3 知事は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行つたときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から同項の期限として指定した日又は明け渡した日のいずれか早い日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、同項の期限として指定した日の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収するものとする。

4・5 (略)

(準用)

第52条 第4条、第5条、第6条第1項(第2号及び第3号を除く。)、第8条から第14条まで、第16条から第27条まで及び第35条から第44条までの規定は、中堅所得者等による県営住宅の使用について準用する。この場合において、第9条第1項中「第6条、第7条及び前条第2項に規定する入居者の資格を有する者」とあるのは「中堅所得者等」と、第41条及び第42条中「第15条第1項、第31条第1項又は第33条第1項」とあるのは「第51条」と読み替えるものとする。

(事務処理の特例)

第62条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252

定により一人で入居することができる県営住宅は、規則で定める規格の県営住宅とする。

(入居の申込み及び決定)

第9条 第6条及び第7条に規定する入居者の資格を有する者で県営住宅に入居しようとする者は、規則の定めるところにより、入居の申込みをしなければならない。

2～4 (略)

(明渡請求等)

第44条 (略)

2 (略)

3 知事は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行つたときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から同項の期限として指定した日又は明け渡した日のいずれか早い日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、同項の期限として指定した日の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収するものとする。

4・5 (略)

(準用)

第52条 第4条、第5条、第6条第1項(第1号から第3号までを除く。)、第8条から第14条まで、第16条から第27条まで及び第35条から第44条までの規定は、中堅所得者等による県営住宅の使用について準用する。この場合において、第9条第1項中「第6条及び第7条に規定する入居者の資格を有する者」とあるのは「中堅所得者等」と、第41条及び第42条中「第15条第1項、第31条第1項又は第33条第1項」とあるのは「第51条」と読み替えるものとする。

(事務処理の特例)

第62条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252

条の17の2第1項の規定に基づき、この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務は、県営住宅の所在する市町村(新潟市を除く。)が処理することとする。

(1)～(21) (略)

(22) 第21条第5号(第52条において準用する場合を含む。)に規定する入居者が負担しなければならない費用の決定

(23)～(64) (略)

附 則

1～3 (略)

4 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に到来した支払期に係る改正前の第44条第3項に規定する利息については、なお従前の例による。

条の17の2第1項の規定に基づき、この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務は、県営住宅の所在する市町村(新潟市を除く。)が処理することとする。

(1)～(21) (略)

(22) 第21条第5項(第52条において準用する場合を含む。)に規定する入居者が負担しなければならない費用の決定

(23)～(64) (略)

附 則

1～3 (略)

4 当分の間、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域その他の政令附則第7項に掲げる地域内の県営住宅に係る第6条第1項の規定の適用については、当該県営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、同項第1号の条件を具備する者とみなす。この場合において、その者が入居することができる県営住宅は、規則で定める規格の県営住宅とする。

5 (略)